

## 国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の充実にに関する意見書（案）

これまで国の政策として全国に配置された国立大学は、高度人材育成と卓越した研究の推進により全ての地域の成長を牽引するとともに、我が国の発展に大きく貢献してきた。また、各地方自治体が設置する公立大学は、地域社会から信頼される知的・文化的拠点として、教育研究の質の向上に向けた取組などを着実に進め、地域の産業振興並びに生活及び文化の向上、地域社会の発展に貢献してきた。

また、国公立大学は、感染症や災害に対する高度でレジリエントな社会の構築と国土強靱化に貢献することが求められており、DXによる社会の持続可能な成長、GXの推進によるカーボンニュートラルの実現等地方創生の中核を担うとともに、Society5.0におけるデジタルやグリーン等の成長分野を牽引する人材の育成、輩出など多様な高度人材の育成も担っている。加えて、国、地域、企業からは、リカレント教育への期待がこれまで以上に高まっている。

本市においては、横浜国立大学、東京科学大学、東京藝術大学及び横浜市立大学といった国公立大学はそれぞれの強み、特色を十分に生かし、横浜の未来を切り開き、持続可能な成長に大きく寄与している。

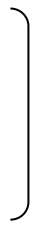
しかしながら、近年の物価高騰、円安、人件費等の増加などの影響や、運営費交付金、施設整備費補助金の多年にわたる削減等によって、十分な教育研究基盤の維持確保に支障を来している。さらに、国公立大学附属病院における医療提供体制強化に必要な財政支援及び教育研究の充実と医師の働き方改革とが両立することができる柔軟な制度運用と支援が必要である。

よって、政府におかれては、危機的な財務状況を改善するため、また、先行きが見えない国際情勢等も踏まえ、意欲ある学生が安心して学ぶことができる環境を整えることや、それぞれの大学が求められる役割を着実に担い続けることができるよう、国立大学に対する運営費交付金等の基盤的経費を充実するとともに、あわせて公立・私立大学への支援の充実を図ることを強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日（議決年月日）

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣



宛て

横浜市会議長名